

概要版

第8期南伊勢町高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画



令和3年3月
南伊勢町

1 計画策定の趣旨

南伊勢町では、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、高齢者施策の基本指針となる「第7期南伊勢町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（平成30年度～令和2年度）を策定し、高齢者が継続して生活していけるよう地域包括ケアシステムの構築を目指してきました。

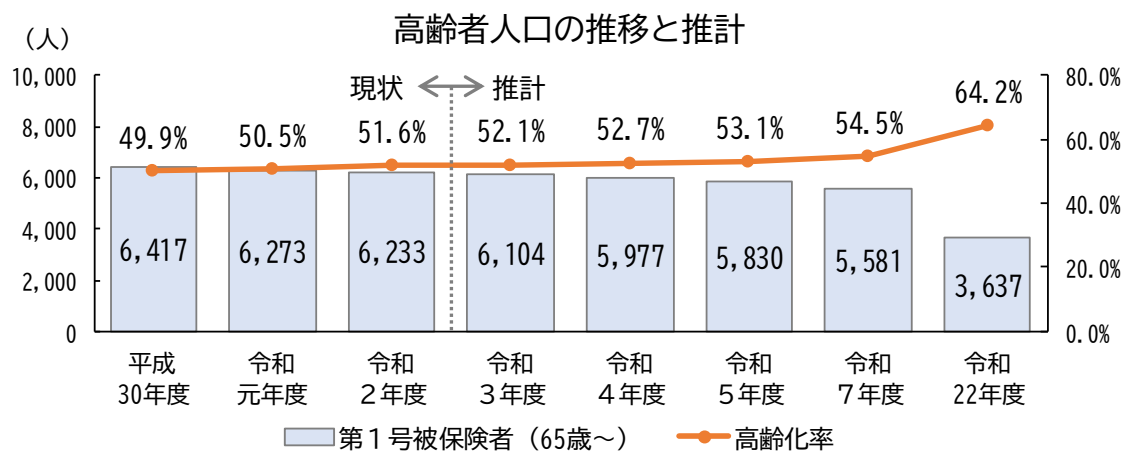
この度、第7期計画の計画期間が終了することから計画を見直し、新たに「第8期南伊勢町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（令和3年度～令和5年度）を策定しました。

2 計画の期間

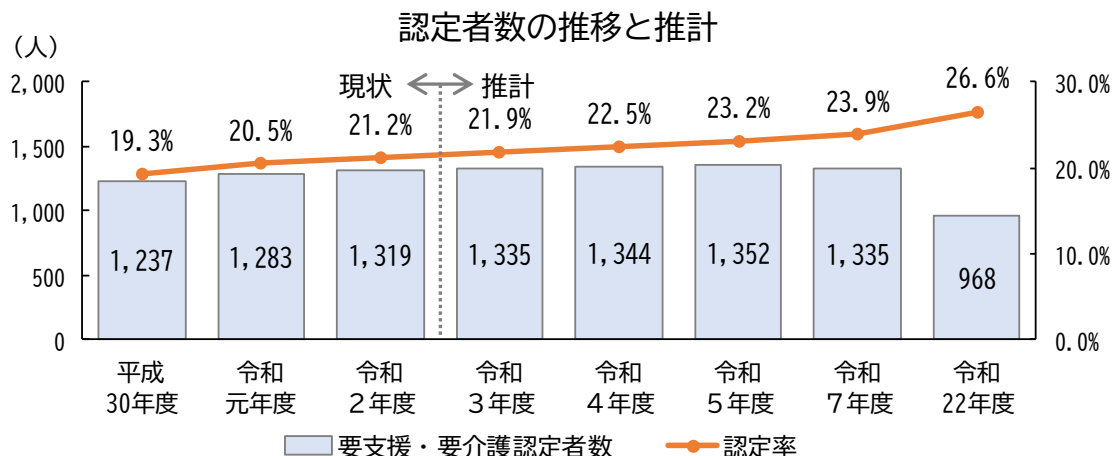
本計画の対象期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。



3 南伊勢町の現状と推計



資料：住民基本台帳人口（各年9月末日）に基づくコーホート変化率法による推計



資料：見える化システム（介護保険事業状況報告）

4 南伊勢町の重点課題

現状

- ・高齢者が2人に1人以上
- ・介護が必要な後期高齢者が増加
- ・高齢者を支える担い手の減少
- ・健康寿命の延伸等、介護予防の充実が必要

重点課題

介護予防の推進、地域の
つながりの強化

⇒ 1-2 介護予防・日常生活
支援総合事業の推進

- ・認知症の人が今後増えていく
- ・認知症の相談窓口を知らない人が多い
- ・認知症の初期の方を適切な支援機関に結びつけることが必要

認知症施策の充実

⇒ 3-1 認知症対策の推進

- ・地域包括支援センターの認知度が上がっているがまだ63.3%
- ・住民が主体となった身近な助け合いや孤立化を防止するためのさらなる取り組みが必要

地域共生社会の推進

⇒ 2-1 相談・情報提供体制の充実
2-2 地域包括支援センターの機能強化

- ・買い物・通院に困難を抱えている高齢者が多い
- ・さらなる充実が必要と感じる支援・サービスについて、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」の割合が最も高い

移動支援の確保・充実

⇒ 2-4 身近な地域での
生活支援等の充実

- ・介護人員の不足
- ・介護サービスの不足

介護人材の確保

⇒ 4-1 介護保険サービスの
提供体制の充実

5 計画の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 施策 〕

いつまでも元気に笑顔で暮らそう このまちで
くつながらる・寄り添う・支え合う

1 元気でいきいき
と生きがいをも
って暮らせるま
ちづくり

1-1 健康づくりの推進

1-2 介護予防・日常生活支援総合事業の
推進【重点】

1-3 高齢者の社会参加の促進

1-4 生涯学習機会の確保

2 住み慣れた地域
で安心して暮ら
せるまちづくり

2-1 相談・情報提供体制の充実【重点】

2-2 地域包括支援センターの機能強化
【重点】

2-3 地域包括ケアシステムの連携体制の
充実

2-4 身近な地域での生活支援等の充実
【重点】

2-5 医療と介護の連携の推進

3 尊厳を保ち安全
に暮らせるまち
づくり

3-1 認知症対策の推進【重点】

3-2 権利擁護への取り組みの推進

3-3 防災・防犯・交通安全対策、感染症
対策等の充実

4 適切な介護サー
ビスを利用でき
るまちづくり

4-1 介護保険サービスの提供体制の充実
【重点】

4-2 介護保険事業の円滑な推進と適正な
運営

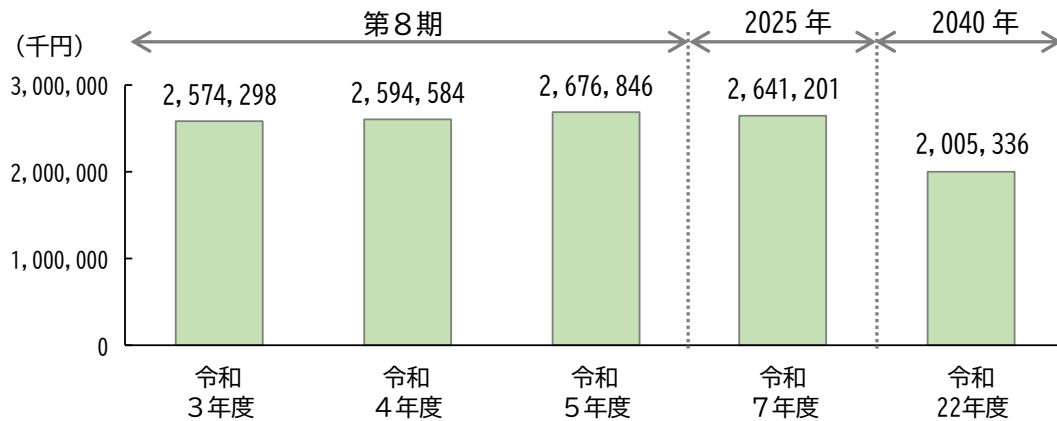
4-3 介護に取り組む家族等への支援

〔 重点的な取り組み 〕

・ 地域における普及・啓発事業	等
・ 介護予防の地域のリーダーの育成 ・ 介護予防・日常生活支援総合事業 ・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	等
・ 多様な通いの場の拡充	等
・ 学習機会の充実	等
・ 地域包括支援センターの相談体制の充実 ・ 各種相談窓口の周知・啓発	等
・ 地域ケア会議の充実 ・ 地域包括支援センターの適切な運営の促進	等
・ 多職種連携の強化 ・ 町内事業所連絡協議会	等
・ 移動販売等への立ち上げ・運営支援【新規】 ・ デイサービス送迎車両を活用した移動手段の確保【新規】	等
・ 看取りや認知症を踏まえた在宅医療介護連携の推進	等
・ 認知症への早期対応の取り組みの推進 ・ 認知症の相談・支援体制の充実	・ 認知症サポーターの養成 ・ チームオレンジの推進【新規】 等
・ 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業） ・ 成年後見制度利用支援	等
・ 災害や感染症対策に係る体制整備【新規】	等
・ 介護（予防）サービスの充実 ・ 地域密着型介護（予防）サービスの充実	・ 介護人材の確保 等
・ 介護保険サービス事業所の運営・新規参入支援	等
・ 家族介護者交流事業（介護者のつどい）	等

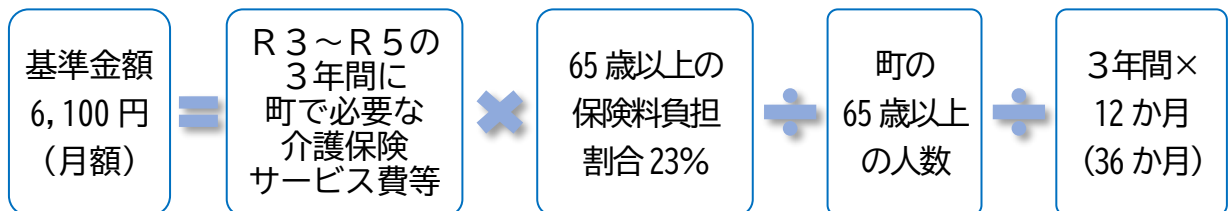
6 介護保険料の算出

① 介護給付費の推移と推計

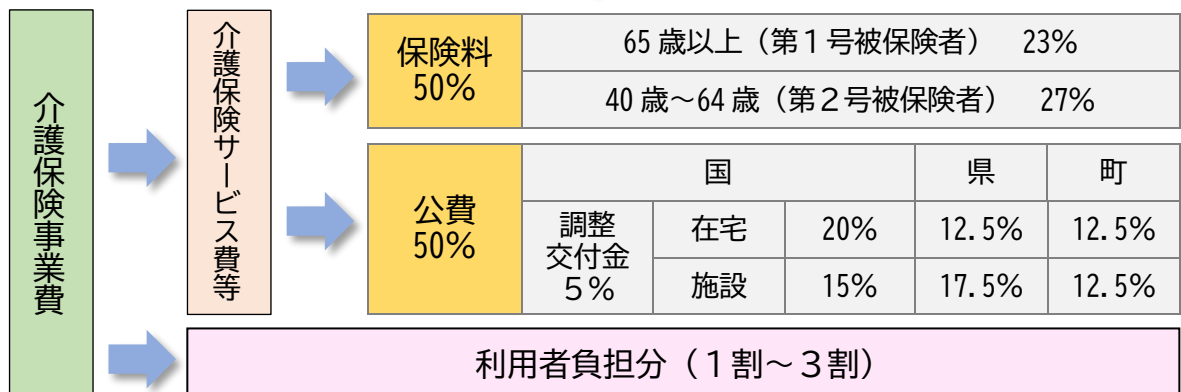


② 介護保険料基準額の算定方法

基準額の算出方法



③ 介護保険制度の財源構成



介護保険サービス費は公費（国・県・町）である税金が50%、65歳以上の方が23%、40歳から64歳の方が27%を負担しています。

令和3年度から5年度までは、介護給付費が増加する一方で、町の65歳以上の人数が減少します。そのため、一人あたりの負担額が増加してしまうことになり、保険料基準額を増額しています。

介護保険制度は、皆さんの支え合いで成り立っています。制度の安定な運営のために、ご理解いただき、確実に保険料を納めていただきますようお願い申し上げます。

7 所得段階別介護保険料

保 険 料

単位：円

所得段階	対象者	基準額に 対する割合	年額保険料	参考月額 保険料
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が町民税非課税の人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.5 (0.3)	36,600 (21,960)	3,050 (1,830)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	0.7 (0.5)	51,240 (36,600)	4,270 (3,050)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.75 (0.7)	54,900 (51,240)	4,575 (4,270)
第4段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は町民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	65,880	5,490
第5段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は町民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0 (基準額)	73,200	6,100
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.2	87,840	7,320
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.3	95,160	7,930
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.5	109,800	9,150
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満の人	1.7	124,440	10,370
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の人	1.9	139,080	11,590

※低所得者の介護保険料軽減措置により第1段階から第3段階の保険料について、公費による軽減措置を実施し、() 内の保険料額となります。

8 高齢者の相談窓口一覧

●地域包括支援センター

地域包括支援センターでは高齢者の生活への不安や介護に関する相談を受けたり、適切な機関につなぐ等の対応をしています。

本人だけでなく、家族や近隣に暮らす方からの相談にも対応しています。相談は無料です。来所できない方は、訪問にも応じますので、お気軽にご連絡ください。

○相談窓口

南勢窓口（役場南勢庁舎内） 南伊勢町五ヶ所浦 3057 番地

電話番号：0599-66-1162

南島窓口（ふれあいセンター内） 南伊勢町村山 1132 番地 1

電話番号：0596-76-1500

○主な内容

●相談に対応します

高齢者やその家族等の心配ごとや困りごと、介護に関する相談などに対応します。

●権利を守ります

高齢者の消費者被害や虐待防止や啓発に努め、必要な支援を行ったり、関係機関と連携します。

●自立した生活を応援します

「要支援1・2」と認定された方および「事業対象者」の方に対して計画書を作成します。また、高齢者の健康寿命（生涯のうち、元気で活動的に暮らすことができる期間）を延ばし、生活の質（QOL）を高め、豊かな人生を目指した「介護予防事業」を実施しています。

●関係機関と連携を図ります

ケアマネジャーが円滑に仕事ができるように相談に応じたり、関係機関との連携や研修の場を設けます。

●高齢者支援課

高齢者支援課では介護保険の給付や保険料など、制度に関する相談を受け付けています。

○相談窓口

南伊勢町役場南勢庁舎 南伊勢町五ヶ所浦 3057 番地

電話番号：0599-66-1709

第8期南伊勢町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【概要版】

（令和3年度～令和5年度）

発行日 令和3年3月

発行元：南伊勢町 高齢者支援課 介護支援係

住 所 〒516-0194 三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3057

連絡先 TEL：0599-66-1709 FAX：0599-66-1113